

国土交通大臣 齊 藤 鉄 夫 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

平成 13 年人事院指令 9—6（専門行政職俸給表の適用について）  
の一部改正について

平成 13 年人事院指令 9—6（専門行政職俸給表の適用について）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 2 条の 2 第 9 号の規定に基づき、国土交通省航空局に勤務する職員のうち、次に掲げる者を指定する。  一 <u>安全部安全政策課</u> において、航空運送事業の用に供する航空機の操縦に係る知識等を必要とする航空機の航行の安全の確保に関する監査の業務に専ら従事する職員	1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 2 条の 2 第 9 号の規定に基づき、国土交通省航空局に勤務する職員のうち、次に掲げる者を指定する。  一 <u>安全部運航安全課</u> において、航空運送事業の用に供する航空機の操縦に係る知識等を必要とする航空機の航行の安全の確保に関する監査の業務に専ら従事する職員

二・三 (略)	二・三 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)